

答申第 80 号

答 申

1 審査会の結論

令和元年 11 月 14 日付け及び令和 2 年 1 月 15 日付けで審査請求人が津市長（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が令和元年 11 月 28 日付けで行った自己情報部分開示決定（以下「本件処分 1」という。）は妥当である。

また、存否応答拒否及び不存在を理由とする令和 2 年 1 月 29 日付け自己情報不開示決定（以下「本件処分 2」という。）は妥当である。

2 審査請求に至る経緯

本件は、異なる実施機関に対する審査請求であるが、本項以降の実施機関の表記については、案件ごとの事務担当課名を表記する。

- (1) 審査請求人は、津市個人情報保護条例（平成 18 年津市条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、久居総合支所福祉課に対し令和元年 11 月 14 日付け、また、こども支援課に対し令和 2 年 1 月 15 日付けで、次のとおり本件開示請求（久居総合支所福祉課に対する自己情報開示請求につき、以下「本件開示請求 1」という。また、こども支援課に対する自己情報開示請求につき、以下「本件開示請求 2」という。）を行った。

ア 本件開示請求 1（久居総合支所福祉課）

H28 年 10 月から R 元年 11 月 13 日までの久居総合支所福祉課が保有している本人の情報及び聞き取り、手続き記録等全の開示

イ 本件開示請求 2（こども支援課）

- ① 審査請求人がこども支援課に訪れたであろう平成 28 年 11 月 7 日の時に会話した内容に関する全ての記録
- ② こども支援課から審査請求人に関する情報として障害福祉課に話をした内容の全ての記録
- ③ こども支援課が保有するであろう〇〇〇〇に対する審査請求人との虐待事件に関する全ての記録
- ④ 〇〇〇〇と審査請求人が事実婚相手と記載するようになった時の会話の記録とその経緯が分かる全ての記録

- ⑤ こども支援課が保有する〇〇〇〇に対する審査請求人に関する全ての記録
- (2) 久居総合支所福祉課は、本件開示請求1に対応する自己情報として、次のもの（以下「本件自己情報1」という。）を特定した。
- ① 身体障害者手帳交付申請書（令和元年11月11日受付分）
 - ② 書類進達に関する供覧（障害区分認定書類一式）（令和元年10月30日進達分）
 - ③ 障害福祉サービスの申請（更新）に伴う受給者証の交付について（伺い）（平成30年9月14日施行分）
 - ④ 障害福祉サービスの申請（更新）に伴う受給者証の交付について（伺い）（平成29年12月25日施行分）
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付について（平成29年10月18日受付分）
 - ⑥ 障害福祉サービスの新規支給に伴う計画相談支援事業所の決定等について（伺い）（平成29年10月11日施行分）
 - ⑦ 精神障害者保健福祉手帳申請書（平成29年9月14日受付分）
 - ⑧ 介護給付費・訓練給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支給給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書（平成28年11月17日受付分）

また、本件自己情報1の一部を開示しない理由を次のとおり記載し、令和元年11月28日付けで本件処分1を行った。

「⑤精神障害者保健福祉手帳の交付について（平成29年10月18日受付分）」の手帳交付者（診断書）名簿の一部は、条例第16条第2号の開示請求者以外の個人情報に該当するため。

「⑥障害福祉サービスの新規支給に伴う計画相談支援事業所の決定等について（伺い）（平成29年10月11日施行分）」のうち生活歴の一部は、条例第16条第6号の事務事業執行情報に該当するため。

一方、こども支援課は、本件開示請求2に対し、次の理由により、令和2年1月29日付けで本件処分2を行った。

本件開示請求2のうち、①審査請求人が子ども支援課に訪れたであろう平成28年11月7日の時に会話した内容に関する全ての記録及び②こども支援課から審査請求人に関する情報として障害福祉課に話をした内容の全ての記録については、記録した文書が存在しないため。

また、③こども支援課が保有するであろう〇〇〇〇に対する審査請求人との虐待事件に関する全ての記録、④〇〇〇〇と審査請求人が事実婚相手と記載するようになった時の会話の記録とその経緯が分かる全ての記録及び⑤こども支援課が保有する〇〇〇〇に対する審査請求人に関する全ての記録については、条例第19条の規定により、個人に関する情報の存在を明らかにすることにより、児童、妊産婦及び母子等の安全など保護されるべき利益が害されるおそれがあるものは、当該自己情報の存否を明らかにすることができないため。

- (3) 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服とし、令和2年2月27日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、本件処分1及び本件処分2の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

令和元年11月28日付の審査請求人に対する本件処分1及び令和2年1月29日付けの審査請求人に対する本件処分2を取り消すとの裁決を求める。

4 審査請求人の主張

- (1) 久居総合支所福祉課の弁明書に対する意見要旨

ア 開示された記録には、こども支援課から聞き及んだような記載があるにもかかわらず、こども支援課ではその記録は作成していないとある。

記録すら無く作成されてもいない内容をどこから聞いて何故そのような記載をしたのかを明確にされたい。

イ 開示された記録には、あたかも確実な情報かのように「こども支援課が掴んでいる情報では」とはっきり記載がある。

病院の受診履歴も病院の件も記録すらないのに何処からの情報で何故ここに記載したのか、無い内容をどのように知り得たのかを明確にされたい。

ウ 不開示とした理由の「市又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であり、これを開示することにより、当該市又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため」とあるが、意味がわからない。事実かどうかもわからない内容を記載したりすることが適正な執行と言えるのか。

エ 記録の訂正について担当部署で対応が違う。間違いがあるのに何故訂正ができないのか。訂正できないのであれば、何故記録に加筆したのか。

- (2) こども支援課の弁明書に対する意見要旨

ア 審査請求人がこども支援課に訪れたであろう平成28年11月7日の時に会話した内容に関する全ての記録は作成していないとのことだが、記録が無いのに何故、障がい福祉課の担当者が知り得ることができたのか。障がい福祉課の担当者はこども支援課の担当者から教えてもらったと述べていた。福祉サービスを受けるにあたり何故、関係のない部署の担当者が記録も作成もしていないことを伝えるのか。どういう意図があり伝えられたのか明確にしてほしい。

イ 障がい福祉課の記録では「こども支援課が揃んでいる記録では」と記載がある。こども支援課の記録がないのに障がい福祉課へ話をされた事が理解できない。障がい福祉課の担当者が嘘をつかれているのか、こども支援課の担当者が嘘をつかれているのかを明確にされたい。

ウ 開示請求内容の(3)、(4)、(5)の開示理由である津市個人情報保護条例第19条の児童、妊産婦及び母子等の安全など保護されるべき利益が害される危惧があるとあるが、事実無根な内容を記載したり話したりすることが適正な執行と言えるのか、審査請求人には津市個人情報保護条例第19条は当てはまらないのか。

(3) 口頭による意見陳述論旨

ア 開示された記録には、事実かどうか分からないことを担当者の気持ちで書かれている部分があるので文書として直した上で開示をしていただきたい。

イ こども支援課は、記録として無いから開示できないと言うが、無い記録に対してどうやってこども支援課が障がい福祉課に情報提供できたのか、また、障がい福祉課は、無い記録の事柄が書けたのか。

ウ 開示できない理由として、事務に支障をきたす、また、個人情報に該当するなど記載されているが、間違った内容をこども支援課は障がい福祉課に伝えているとしたら、審査請求人の個人情報は保護されているのか。

エ 審査請求人に関する記録の誤りにより、本来スムーズに受けられるべきサービスの提供もスムーズに提供されていない現状がある。間違った記録の記載をした市の担当者や関係機関の担当者の対処を考えてもらえないのか。

5 実施機関の説明

本件自己情報1に関しては、久居総合支所福祉課と併せ、記録作成時の担

当部署である障がい福祉課の意見陳述を聴した。

(1) 久居総合支所福祉課

ア 条例第16条第2号の該当性について

本件自己情報1のうち「⑤精神障害者保健福祉手帳の交付について（平成29年10月18日受付分）における手帳交付者（診断書）」には開示請求者以外の氏名等の個人情報が記載されているが、これらの情報は、条例第16条第2号「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 条例第16条第6号の該当性について

本件自己情報1のうち「⑥障害福祉サービスの新規支給に伴う計画相談支援事業所の決定等について（伺い）（平成29年10月11日施行分）」のうち、障がい福祉サービスの支給決定に関し作成する、勘案事項整理票の生活歴中で不開示とした部分の内容は、障害福祉サービス支給の決定の過程における関係機関内部の情報であり、条例第16条第6号に規定する「市又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報」に該当し、これを開示することにより、市又は市以外の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため開示しなかった。

(2) こども支援課

ア 記録の不存在について

本件開示請求2のうち、①審査請求人が子ども支援課に訪れたであろう平成28年11月7日の時に会話した内容に関する全ての記録及び②こども支援課から審査請求人に関する情報として障がい福祉課に話した内容の全ての記録については、作成していないため開示することができない。

なお、審査請求人が言う「障がい福祉課の書類にはこども支援課からの情報によるとあるので、ないと言われるのはおかしい」という点についてだが、審査請求書に添付されている勘案事項整理表P2及びケース会議等記録には、記録の存在に関する記述はない。

イ 存否応答拒否について

本件開示請求2のうち、③子ども支援課が保有するであろう〇〇〇〇に対する審査請求人との虐待事件に関する全ての記録、④〇〇〇〇と審査請求人が事実婚相手と記載するようになった時の会話の記録とその経

緯が分かる全ての記録及び⑤こども支援課が保有する〇〇〇〇に対する審査請求人に関する全ての記録については、当該自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになり、児童、妊産婦及び母子等の安全など保護されるべき利益が害される危惧があることから、条例第19条の規定により、記録の存否を明らかにすることができない。

- (3) 本件自己情報1のうち「⑥障害福祉サービスの新規支給に伴う計画相談支援事業所の決定等について（伺い）における「ケース会議等記録」の内容の一部と本件処分2について

ア 障がい福祉課の説明

ケース会議等記録の巻末部分の「なお、こども支援課でつかんでいる情報では（後略）」については、平成29年4月7日にこども支援課の担当者から口頭により情報提供を受けた内容を記録したものである。

なお、こども支援課からの情報提供の手法に関しては、書類のようなものを特段用いて行われた訳ではなく、障がい福祉課担当者の自席において、担当者間で口頭により行われたものである。

イ こども支援課の説明

本件開示請求2のうち、②「こども支援課から審査請求人に関する情報として障がい福祉課に話をした内容の全ての記録の部分」については、当該会話の記録が存在しないため、推測の範囲ではあるが、当時の障がい福祉課の執務場所は、通路を挟んでこども支援課の前に位置していたため、障がい福祉課を来訪していた審査請求人の姿を見た当課の担当者が、審査請求人の帰庁後に、障がい福祉課の担当者へ情報提供を行ったのではないかと考える。

6 審査会の判断

本件審査請求において、審査請求人及び実施機関は、本件処分の適否について争っている。

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号。）第8条第1項の規定により、審査請求人により提出された意見書を見分するとともに、同条例第7条第1項の規定に基づき、審査請求人及び実施機関より口頭による意見陳述を聴いた上で、本件処分の妥当性について検討した。

- (1) 本件自己情報1について

本件自己情報 1 については、本件開示請求 1 に対応する記録として久居総合支所福祉課が合計 8 の記録を特定したものである。

当該記録は、審査請求人が障害福祉サービスの提供を受ける過程で作成されたものであり、実施機関以外の関係機関が作成したものも含まれている。

(2) 本件自己情報 1 中に含まれる個人情報の取扱について

条例第 2 条によれば「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所等、特定の個人を識別することができるものとしており、氏名、住所等の基本的事項はもとより、思想、職歴、家族状況、収入、心身の状況、健康状態、病歴等その他個人の属性を示すすべての情報が個人情報であるほか、本人が誰であるか認識できる個人情報や当該情報のみでは本人が識別できない情報であっても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができるものと解されている。

また、条例第 16 条第 2 号は、開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるときには、不開示とする旨を規定している。

したがって、本件自己情報 1 中に審査請求人以外の個人に関する情報が含まれているときは、これらの情報は開示することはできないといえる。

(3) 本件自己情報 1 中の不開示とした部分の取扱について

条例第 16 条第 6 号は、開示することにより、地方公共団体たる市が行う事務又は事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする旨を規定している。

障がい福祉課によれば、不開示とした部分については、障害福祉サービスの支給決定の過程における、関係機関内部の情報が記載されており、これを開示することにより、各関係機関の連携が崩れ、当該福祉サービスの業務に支障を及ぼすということである。

(4) 記録の不存在、記録の存否応答拒否による不開示決定について

条例第 20 条によれば、開示請求のあった記録の全部を開示しないときは理由等を含め決定の内容を決定通知書により通知しなければならないとされている。

ここでいう「記録の全部を開示しない」ときとは、次の場合であると解

される。

ア 記録の内容が条例第 16 条各号の不開示情報に該当する場合

イ 記録の内容が条例第 19 条の個人情報の存否に関する情報の規定に該当する場合

ウ 開示請求に係る記録を保有していない場合

よって、こども支援課の行った本件処分 2 が上記ア、イ及びウに該当する場合は記録の全部を開示しないことができるといえる。

(5) 記録の存否応答拒否について

条例第 19 条によれば「開示請求に係る記録が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該記録の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。

「開示請求に係る記録が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することすることとなるとき」とは、記録の内容によっては、「開示請求の対象となった記録は存在するが、不開示とする」と回答するだけで、又は「その記録は存在しない」と回答するだけで、不開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらすものであり、本来、条例第 16 条に規定される、不開示情報の規定により保護されるべき利益が害される場合に適用されるものである。

要するに、存否応答拒否を適用する場合は「開示請求に係る記録の中に非開示情報として保護すべき部分が含まれていること」及び「開示請求に係る記録が存在しているか否かを答えることにより非開示情報を開示することと同様の状況が生じること」の要件を備えていることが必要であると解される。

(6) 結論

ア 久居総合支所福祉課の特定した本件自己情報 1 のうち「⑤精神障害者保健福祉手帳の交付について（平成 29 年 10 月 18 日受付分）」の一部を非開示にしたことについて

当審査会が、当該記録を見分したところ、当該記録には審査請求人以外の氏名、生年月日、住所のほか、他の情報と結びつけることにより個人が特定される情報が記載されていることから、これらについては開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認められ、条例第 16 条第 2 号に該当するといえる。

イ 本件自己情報１のうち「⑥障害福祉サービスの新規支給に伴う計画相談支援事業所の決定等について（伺い）（平成２９年１０月１１日施行分）」の勘案事項整理票中の生活歴の一部の記述を不開示としたことについて

久居総合支所福祉課は、当該記録を開示することによって「当該業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるとしている。関連して、条例第１６条第６号の「事務又は事業の支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要と解されている。

久居総合支所福祉課、障がい福祉課によれば、当該障害福祉サービスの業務に関しては、市の担当部署である久居総合支所福祉課、障がい福祉課のほか、県の関係機関、民間事業者等、様々な関係機関との連携によりサービスの支給決定等の事務が進められており、種々の記録の作成は、市の担当部署に限らず、市以外の関係機関も含め、事務ごとに担当所管が携わっていることから、これらの事務は、関係機関の連携はもとより、相互の信頼関係により成立していると認められる。

しかも不開示とされた部分を見ると、当該障害福祉サービスの事務遂行に関する、関係機関内部における情報であると認められ、高い秘匿性を有する情報でもある。

そのような情報が開示されることは、他の関係機関も予測しておらず、仮に開示されることになれば、当該福祉サービスを進める上で、関係機関内に混乱が生じるだけでなく、本来円滑に進められるべきである障害福祉サービスの業務に実質的な支障が生ずるであろうことは予測するに難くない。

したがって、この情報の開示は条例第１６条第６号に規定する「当該事務の遂行に支障をきたす」ものといえ、不開示とすることが妥当である。

ウ こども支援課の本件処分２の「記録の不存在」について

まず「審査請求人が子ども支援課に訪れたであろう平成２８年１１月７日の時に会話した内容に関する全ての記録」の不存在について。

こども支援課によれば、実施機関内部において「平成２８年１１月７日付け」の記録を探索したものの、そのような記録が作成された履歴は無かったとのことである。

これについては、先にこども支援課が説明したように、久居総合支所

福祉課の開示した記録においても同日の記載がないことから、こども支援課が行った不存在の決定は妥当である。

次に「こども支援課から審査請求人に関する情報として障がい福祉課に話をした内容の全ての記録」に関する不存在について。

これは、久居総合支所福祉課が開示した記録（障がい福祉課が当時作成した記録）には「こども支援課がつかんでいる情報では」と記載されているのに対し、こども支援課では該当する記録が不存在としたものであり、一見すると、両課の決定等に齟齬があるように見える。

この点につき、こども支援課によれば「話をした内容の記録」については、こども支援課が障がい福祉課に情報提供を行った日とされる、平成29年4月7日の記録を実施機関内部において探索したが、存在しなかったということである。

また、このような関係機関同士の情報提供については、担当者間で提供の場所や時間を前もって調整し設定するような仕方でなされることもあるが、より簡便な会話でなされることもあるとのことである。そして、担当者間で行われる業務における簡便な会話内容を記録することについて、特段規則等は存していないとのことであった。

こども支援課が障がい福祉課への簡便な会話による情報提供を記録していなかったことは、情報処理や文書管理の観点から懸念されるところがないとは言えない。とはいえ、両課の説明に特段不自然な点は認められず、虚言であるとは考え難い。

よって、この記録に係る、こども支援課の不存在の決定も妥当であると言わざるを得ない。

エ こども支援課の本件処分2のうち、こども支援課が行った、記録の存否応答拒否について

本件開示請求2のうち、③、④及び⑤の3つの請求すべてにおいて、請求自体の文言中に、開示請求者たる審査請求人以外の特定の個人の氏名等が含まれている。個人の氏名等は、先に述べた条例第16条第2号に規定する開示請求者以外の個人情報に該当するものである。

また、本件開示請求に対して、仮にこども支援課が記録を特定し開示決定を行えば、本来保護されるべき開示請求者たる審査請求人以外の個人情報に記載された記録が存在していることを示唆することになり、一方で記録が存在しない旨の開示決定を行えば、開示請求者たる審査請

求人以外の個人情報に記載された記録は存在しないことを答えることになる。いずれにしろ、開示請求者たる審査請求人以外の特定の個人の情報の存在の有無を答える結果に至り、本来非開示情報として保護されるべき情報を開示することと同じ結果が生じることになる。

以上からすると、こども支援課が行った、存否応答拒否については妥当であるといえることができる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査請求人が種々主張する、開示された記録の訂正の可否、また、市等職員に対する何らかの手立て等については、当審査会が意見を申し述べる立場にはないが、仮に当審査会が意見を申し上げられるとすれば、開示された記録の訂正は、条例第30条に基づく自己情報の訂正請求の手続きにより進めるべきである。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年4月21日	諮問書の受付
令和2年6月19日	諮問案件の審議並びに審査請求人の代理人及び実施機関からの口頭意見陳述
令和2年7月29日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	伊 藤 仁
委 員	加 藤 春 美
委 員	清 水 真由美